主

原判決を破棄する。 本件を神奈川簡易裁判所に差戻す。

理由

被告人両名の弁護人小原栄次の控訴理由は、末尾に添附する控訴趣意書と題する 書面に記載するとおりである。

よつて刑訴法第三九七条に則つて原判決を破棄し、同法第四〇〇條末文に従つて、本件を原裁判所に差し戻すこととする。

よつて、主文のごとく判決する。

(裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫莊太郎 判事 渡辺好人)